

○自然由来汚染土壤に係る特例

- ①一般的な土壤汚染状況調査方法に代え、簡略化した土壤汚染状況調査方法が認められています。
- ②①の土壤汚染状況調査において汚染が認められた場合、健康被害のおそれの有無の判断（周辺に飲用井戸があるか。当該地に人が立ち入ることができる状態にあるか。）をし、健康被害のおそれが無い場合、所定の範囲を自然由来の土壤汚染に係る形質変更時要届出区域に指定します。（ただし、第2溶出量基準に適合している場合に限ります。）
- ③当該形質変更時要届出区域にあつては、通常の形質変更時要届出区域と異なり、土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準不適合土壤が区域内の帯水層に接しても問題ありません。

○公有水面の埋立て又は干拓事業により造成された土地に係る特例

（昭和52年3月15日以降に造成され、廃棄物が埋め立てられていない場所に限る。）

- ①一般的な土壤汚染状況調査方法に代え、簡略化した土壤汚染状況調査方法が認められています。
- ②①の土壤汚染状況調査において汚染が認められた場合、健康被害のおそれの有無の判断（周辺に飲用井戸があるか。当該地に人が立ち入ることができる状態にあるか。）をし、健康被害のおそれが無い場合、所定の範囲を水面埋立用材料由来の土壤汚染に係る形質変更時要届出区域に指定します。（ただし、第2溶出量基準に適合している場合に限ります。）
- ③当該形質変更時要届出区域にあつては、通常の形質変更時要届出区域と異なり、土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準不適合土壤が区域内の帯水層に接しても問題ありません。

○公有水面の埋立て又は干拓事業により造成された土地に係る特例

(工業専用地域、若しくは工業専用地域以外の土地であって、工業専用地域と同等以上に将来にわたり当該地又はその周辺に飲用井戸等が存在する可能性がないと認められる場合)

- ①一般的な土壤汚染状況調査方法に代え、簡略化した土壤汚染状況調査方法が認められています。
- ②①の土壤汚染状況調査において汚染が認められた場合、健康被害のおそれの有無の判断(周辺に飲用井戸があるか。当該地に人が立ち入ることができる状態にあるか。)をし、健康被害のおそれが無い場合、所定の範囲を水面埋立用材料由来の土壤汚染に係る形質変更時要届出区域に指定します。
- ③当該形質変更時要届出区域にあつては、土地の形質の変更に当たり、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する場合に限り、土壤溶出量基準不適合土壤が区域内の帯水層に接しても問題ありません。